

## 西日本高速道路株式会社九州支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和2年1月28日（火） 九州支社 6階副室		
出席委員 (五十音順・敬称略)	井上 正義（弁護士）、佐藤 至（弁護士）、畠田 公明（福岡大学） 松田 一俊（九州工業大学）、安福 規之（九州大学）、 横田 守弘（西南学院大学）		
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日		
抽出案件／対象件数	5件／125件	件名等	
工 事	一般競争入札	0件／0件	—
	条件付一般競争入札	2件／29件	・令和元年度 大分自動車道 大分高速道路事務所管内舗装補修工事 ・佐世保道路 白岳工事
	指名競争入札	0件／0件	—
	随意契約	1件／14件	・九州支社管内 磁気カード方式料金収受機械等改造工事
調査等	1件／42件	・佐世保道路 口石大橋基本詳細設計業務	
維持管理役務及び物品・役務	1件／40件	・九州自動車道 湿塩散布車購入	
少額契約 (250万円以下)	—	—	

### 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
<p><b>◆入札監視事務局からの報告</b> 令和元年度（上半期）工事の入札契約状況のうち主な統計結果について</p> <p>① 不調発生率が増加した原因は、何が考えられますか。</p> <p>② 新たな不調対策として、令和元年の5月から競争参加要件の緩和、10月から価格落札への低入審査導入とありますが、何らかの改善は見られたのでしょうか。それとも今の段階では注視している状況でしょうか。</p>	<p>① 九州支社は、不調率が23%と高く、やはり熊本の震災の復興、3年連続の水害等の復旧の影響で技術者が不足していることが原因の一つと考えています。</p> <p>② 配置予定技術者に対する競争参加要件の緩和等は、5月以降に入札手続きを行った案件から適用しているため、9月、10月の開札が対象となっています。速報では、好転しているようには見えない状況です。低入札審査導入も10月から適用していますのでこれからの開札が対象となります。現段階としては、注視している状況です。</p>

<p><b>◆入札・契約手続きの運用状況等の報告</b> 審議対象期間における契約状況及び入札参加資格停止等の運用状況等について</p> <p>① 同じ会社が別の工事で3件の資格停止を受けています。このような場合、会社として何か意見をしたりしないのでしょうか。</p> <p>② 発注者側としては、たまたま同時期にそれぞれ違う現場で問題が起きたと認識しているのですか。</p>	<p>① 資格停止措置は、1件1件の事象に応じて措置内容や措置期間を決定し、それぞれ文書で通知しています。</p> <p>② 今回は3件ともそれぞれ違う内容で工事中事故が発生しております。事故発生後は、現場を止めて、受注者側の安全部門も入れた緊急安全大会を開いています。また、受注者・発注者一体で再発防止及びリスクアセスメントを実施し、工事再開しております。今回は、たまたま同時期に工種が違う事故が起こってしまったものと認識しています。</p>
<p><b>◆抽出案件①の審議</b> 【令和元年度 大分自動車道 大分高速道路事務所管内舗装補修工事】</p> <p style="text-align: center;">特になし</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>◆抽出案件②の審議</b> 【佐世保道路 白岳工事】</p> <p>① 協議合意で契約参考価格より高い金額で落札していますが、この事例を踏まえて今後、同じような発注があれば単価の見直しを検討するのでしょうか。</p> <p>② 協議合意の件数はどれくらいありますか。</p> <p>③ 協議合意の前に低入札価格調査の結果、落札者としめない会社がありますが、ネクスコとしては、安くなると問題なのですか。</p>	<p>① ケースバイケースとなります。当社は外部機関に材料単価や人件費等の調査をお願いしています。その調査結果を基に積算していますが、積算単価があまりにも相場と大きく乖離している場合は、変えることもあります。その時の需要と供給のバランスもありますので、外的要因や特殊性を総合的に判断のうえ検討してまいります。</p> <p>② 協議合意の適用の件数ですが、全支社4月から9月までの上半期で、161件の競争案件があった内の20件が協議合意方式で落札しています。</p> <p>③ 過去において、あまりにも低い入札で契約した工事において、現場管理の質が低い事象が多々発生しました。そのため工事の品質を確保するため、最低ラインを設けております。ただし、全ての低入札を落札者としめないというわけではなく、安くできる根拠となる資料を提出いただき、妥当性が確認された場合</p>

	は、落札者となる可能性もあります。
<p><b>◆抽出案件③の審議</b>  <b>【九州支社管内 磁気カード方式料金収受機械等改造工事】</b></p> <p>磁気カード方式料金収受機械の仕様は統一化されていますか。  また、どの会社でも参入できる一般的な仕組みになっていますか。以前、同じような審議案件で改造工事の場合は特命の者との契約になることを議論したと思いますが。</p>	<p>統一の仕様となっています。料金収受機械の改造等が可能な会社は2者います。各者とも開発にあたって特許を持っていますが、新しい会社は出てきていないというのが実態です。</p>
<p><b>◆抽出案件④の審議</b>  <b>【佐世保道路 口石大橋基本詳細設計業務】</b></p> <p>技術者に求める資格について、拡大することは考えていないですか。</p>	<p>業務管理する立場の管理技術者の資格については、橋の設計が主なため技術士（鋼構造及びコンクリート）等の資格を求めているところですが、担当技術者については、条件次第では緩和することも今後、考えられると思います。</p>
<p><b>◆抽出案件⑤の審議</b>  <b>【九州自動車道 湿塩散布車購入】</b></p> <p>技術審査基準のメンテナンス部品供給体制は、納入後10年以上の部品供給可能と書いてあるのに対して、技術指導を行う技術者については、技術者がいるというだけになっています。メンテナンスの部品供給と同じ様に技術者を確保する期間を設定することは難しいでしょうか。</p>	<p>会社が技術者を拘束することはできないため、技術者確保の期間を設定することはできないところです。</p>
<p><b>◆全体を通じて</b></p> <p>抽出案件②の説明資料は、落札決定までの経緯が分かりやすいように記載していただきたい。</p>	<p>分かりやすい説明資料になるよう工夫いたします。</p>
<p><b>委員会による意見の具申又は勧告の内容</b></p> <p>特になし</p>	